

第 5 章 方法書関係地域の範囲

第5章 方法書関係地域の範囲

「方法書関係地域」とは、「三重県環境影響評価条例」(平成 10 年 12 月 24 日三重県条例第 49 号)の第 5 条第 2 項において、「対象事業に係わる環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

本事業は、沢の上流部に建設する計画であることを踏まえ、環境要素のうち、特に水質、地下水の水質及び水位、地形及び地質、動物、植物、生態系に対する環境影響が及ぶ範囲としては、関係する沢を取り巻く尾根で囲まれた範囲(小流域)に加え、本事業内容に関連する廃棄物最終処分場をはじめとする各環境影響評価マニュアルにおける環境影響を受ける範囲の記載内容を踏まえた範囲(対象事業実施区域から 250m の範囲)の両方を満たす範囲を設定する。

さらに、表 4.1-2 及び表 4.1-3 に示した本事業における環境影響評価の対象項目のうち、環境影響がより広域に及ぶ可能性がある項目は、資材の運搬に伴う工事用車両及び関係車両(廃棄物運搬車両等)の走行に伴う道路交通騒音及び振動であると考ええる。各種車両は、主に主要地方道一志美杉線、主要地方道松阪青山線及び主要地方道嬉野美杉線を走行する計画であるため、主要道路との分岐点(対象事業実施区域北東側は主要地方道久居美杉線との分岐点まで、南東側は一般国道 368 号との分岐点)までをこれら項目の環境影響が及ぶ範囲として設定する。

以上のことを考慮して、本事業の方法書関係地域については図 5.1-1 に示すとおり、津市美杉町竹原、八手俣、下之川、上多気及び下多気とする。

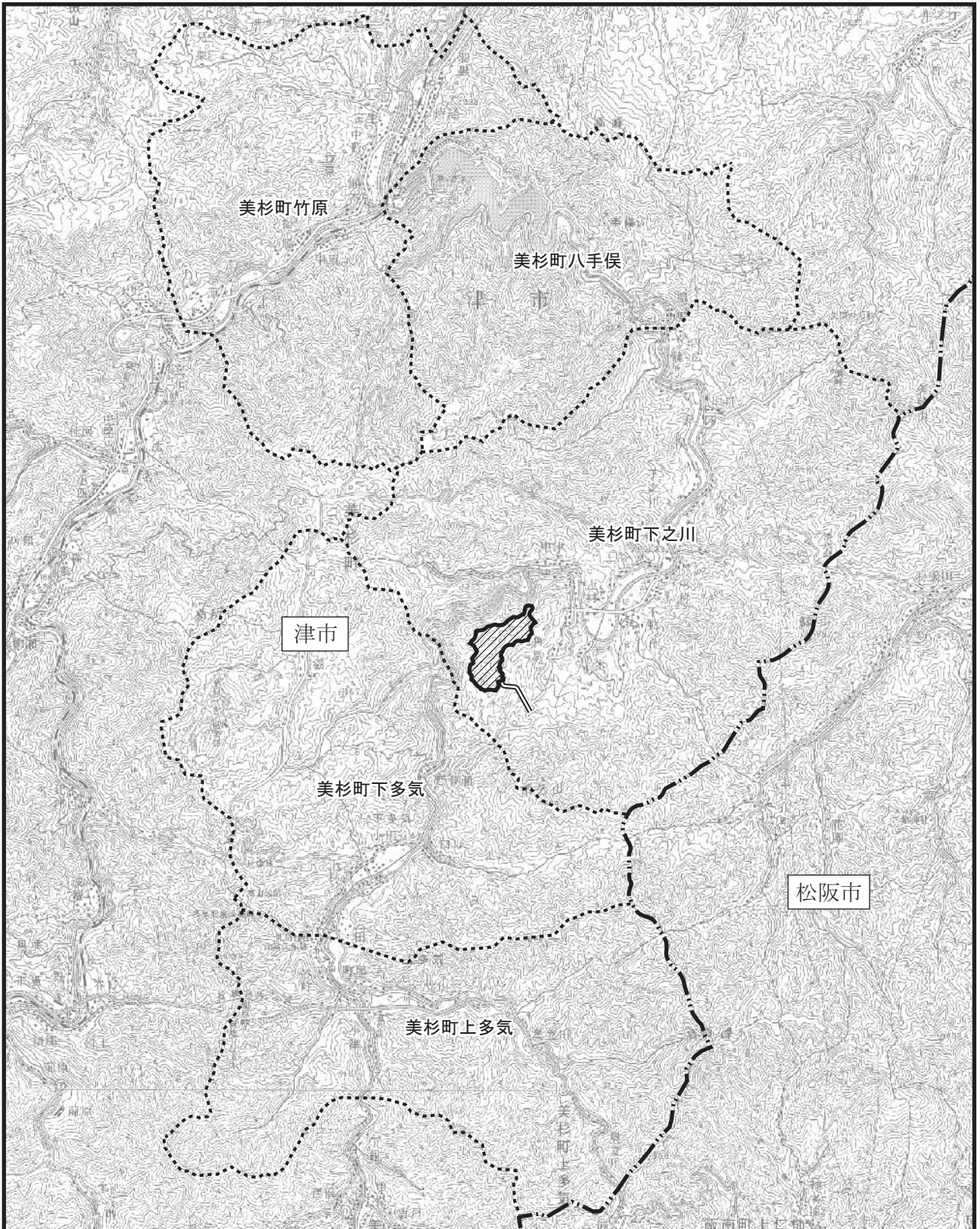






図5.1-1 方法書関係地域位置図

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : 字 界

